

平成二十年三月十八日提出
質問第一九四号

新貸金業法の影響に関する質問主意書

提出者 平岡秀夫

新貸金業法の影響に関する質問主意書

新貸金業法の影響について、以下の通り質問する。

- 1 個人への影響として、業者の与信審査の厳正化などにより、貸し渋りが増えているとの情報もあるが、当局は実態をどの程度把握しているか。また、現状についてどのように考えているか。
- 2 個人への影響として、正規の消費者金融を利用していた借り手が闇金融に流れているとの話も聞くが、当局は実態をどの程度把握しているか。また、現状についてどのように考えているか。
- 3 セーフティネット整備の進捗状況如何。
- 4 業界への影響として、廃業する社が増え、一方、中小貸金業者が闇金融化しているという話も聞くが、当局は実態をどの程度把握しているか。また、現状についてどのように考えているか。
- 5 貸金業者に対する過払い金について、「過払い金（不当利得）返還請求権には消滅時効がない」との言説があるが、これに対する政府の見解如何。
- 6 貸金業の会社が解散する場合の過払い金返還請求権の取扱いについて、「過払い金返還請求権については、会社清算人が返還できないときは、過去の会社役員が、遡って返還義務を負う。」との言説がある

が、これに対する政府の見解如何。

7 会社役員については、会社の過払い金（不当利得）返還請求権とは別に、役員の不法行為に基づく損害賠償請求などの責任追及を受ける可能性がありうると考えているか。

右質問する。